

藍住町東中富桜つつみ公園におけるキッチンカー等出店者募集要項

1. 目的

藍住町東中富桜つつみ公園を訪れる来園者に楽しさを創出し、地域の活性化及び災害時の円滑な支援活動の推進に資するため、試行的に公園内においてキッチンカー等の出店者を募集する。

2. 概要

(1) 出店期間

令和7年3月20日（木）から令和7年6月19日（木）まで

(2) 営業時間

午前10時から午後5時までの間(準備・後片付けの時間は除く)

※前後1時間を準備・後片付けの時間とする。

(3) 場所

藍住町東中富桜つつみ公園内（別図参照）

(4) 店舗範囲

1台・1区画 約15.0㎡（3.0m×5.0m）を標準とする。

(5) 出店形態

保健所で藍住町内における営業の許可を受けたキッチンカー又は自走式移動販売車とする。

(6) 募集出店数

出店台数は1日最大2台（2区画）までとする。また、1事業者原則1台（区画）までとする。

なお、申請が重複した場合は、町内事業者及び徳島県キッチンカー協会会員を優先します。同一優先順位の事業者で区画数を超える場合は、受付期限後に抽選を行います。

(7) 出店料

1区画 1,500円/日 1㎡を超えるごとに100円

(藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例に基づく使用料)

※出店料は原則還付しません。

3. 応募資格

(1) 以下の全てに該当する個人・法人・任意団体であること。

- ① 藍住町内における営業を許可する営業許可書を有すること
- ② 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること
- ③ 食品賠償保険等に参加していること
- ④ 納付すべき町税等の滞納がないこと
- ⑤ 出店に当たり迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること

(2) 以下のいずれかに該当しないこと。

- ① 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

- ⑤ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申込業種について、申込日から過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
- ⑨ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に所属する者
- ⑩ 政治性、宗教性のある事業者
- ⑪ 公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

4. 販売品目

(1) 飲食物(アルコール飲料を除く。)

- ① 製造加工品(食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。)
- ② 現地調理品(売店において調理する食品は、適法な範囲の簡易な調理のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理されるもの。ただし、近隣住宅地に煙や臭いの影響を受けるものは除く。)

(2) その他町が特に必要と認めたもの。

5. 応募申請方法

(1) 提出書類

藍住町東中富桜つつみ公園内においてキッチンカー等による営業のため使用の許可を受けようとする場合は、以下の書類を町長へ提出し、許可を受けなければならない。

- ① 藍住町東中富桜つつみ公園使用許可申請書兼領収書
- ② 町税等の納付状況調査同意書
- ③ 暴力団排除に関する誓約書
- ④ 販売品目が具体的にわかるメニュー表等の資料
- ⑤ 営業許可書の写し
- ⑥ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ⑦ 食品賠償保険証等の写し
- ⑧ キッチンカーの車検証の写し

(2) 受付期間

令和7年2月3日(月)から令和7年5月30日(金)までの開庁日(土・日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで。

※毎月の受付期限は、原則として営業希望日の属する月の前月の15日(休日の場合は翌開庁日)を期限とし、以降の予約の受付は、期限経過月に限って先着順とし、営業希望日の3日前までを期限とする。

(3) 申請書提出方法及び提出先

藍住町役場2階 生活環境課窓口へ持参又は郵送で提出すること。

※書類が到着した日を申請受付日とする。

(4) 許可

許可書を交付する。(希望に応じて郵送又は窓口により受取)

6. 配置箇所

別図参照

7. 注意事項

- (1) 食品衛生法及びその他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 材料の把握とアレルギー表示など、アレルギーへの対処を徹底すること。
- (3) 販売する「商品の名称」「価格」が利用者に一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示をし、価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示をすること。
- (4) キッチンカーで営業する場合は、保健所より交付された許可書を利用者が確認できるように営業車両の中に掲示すること。
- (5) 出店スペースに必ずゴミ箱を備え付け、ゴミ及び出店に当たって発生した排水(汁物・油類等)は必ず持ち帰り、出店者の責任において処理すること。
- (6) 電気及び水は出店者が用意し、公園内の電気及び水道は事業に使用できない。
- (7) 出店による事故・苦情等は出店者の責任において対処すること。
- (8) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできない。
- (9) 来園者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (10) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (11) BGM等の使用はしないこと。
- (12) 公園内禁煙等、公園の使用に関するルールを遵守すること。
- (13) 出店開始時に担当課へ連絡すること。また、雨天時等の出店判断は出店者自ら行い、出店を中止する場合は、担当課へ連絡すること。
- (14) 荒天で事故の恐れがある場合、災害等による警報が発出される場合、その他違反行為が散見された場合は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。なお、中止時の営業保証はしない。
- (15) 毎日営業時間終了後は、速やかにキッチンカー等を撤収(公園敷地外に移動)すること。営業日が連続する場合においてもその日の営業時間終了後は同様とする。
- (16) 藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例及び同規則、その他関係法令を遵守し、また、公園内に限らずこの周辺に対しても道路法等、関係法令を遵守すること。
- (17) 今回の募集については試行的に実施するものであり、実施に当たり問題点等があった場合については要項等を見直す場合がある。
- (18) 出店期間中の自己の責に帰すべき事由により生じた損害又は過失に対して、町は責任を負わない。
- (19) この要項に従わない場合は、許可を取り消す場合がある。